

令和4年度 第5回喜多方市水道事業経営等審議会 議事概要

1. 開催概要

日 時	令和5年8月30日（水）10:00～12:00
場 所	喜多方市水道課東庁舎 2階会議室
出席者	<u>委員</u> 平澤委員、物江委員、高橋委員、佐々木委員、雪委員、秋山委員、長嶋委員、瓜生委員、遠藤委員、吉田委員 <u>事務局</u> 馬場建設部長、遠藤課長、清野課長補佐、平林係長、横山主査、齋藤主任主査、山形副主任主査
次 第	1 開会 2 議事 （1）第4回審議会での意見及び回答について （2）喜多方市水道事業経営戦略及び水道料金適正化計画について （3）答申書（案）について 3 その他 ・審議会答申について 4 閉会
配布資料	資料1 令和4年度 喜多方市水道事業経営等審議会委員名簿 資料2 「第4回喜多方市水道事業経営等審議会 意見等提出書」への回答 資料3 喜多方市水道事業経営等審議会（第5回） 説明用資料 資料4 小口径（13～20mm）における料金の比較 資料5 喜多方市水道事業経営戦略（案） 【計画期間：令和5年度～令和14年度】 資料6 喜多方市水道事業経営戦略（案） 【計画期間：令和5年度～令和14年度】【概要版】 資料7 喜多方市水道料金適正化計画（案） 【料金算定期間：令和7年度～令和11年度】 資料8 喜多方市水道料金適正化計画（案） 【料金算定期間：令和7年度～令和11年度】【概要版】 資料9 水道事業経営等に関する答申（案） 参考資料 第4回審議会説明用資料（資料6）抜粋版

2. 会議内容（要旨）

案 件	主な意見・質問	回 答 等
第4回審議会 での意見及び 回答について	特になし	—
喜多方市水道 事業経営戦略 及び水道料金 適正化計画に ついて	・ 口径別の利用者の比率はどのようになっているか。（委員） ・ 小口径の基本料金が 370 円増額となるが、増額分をどのように使用していくか計画はあるのか。（委員）	・ 件数で言うと、市全体の 9 割程度が 13mm となっている。（事務局） ・ 料金改定ありきではなく、健全な水道事業を運営していくためにどの程度の料金収入が必要で、その収入を確保するためにどの程度の改定が必要となるかを順序立てて検討し、今回の料金表を作成している。小口径の増額分を何に充てるのかという観点で検討はしていない。（事務局）
	・ 必要な収入を確保するために、事務局ではケース④-1 が良いと考えているということか。（委員） ・ ④-1 と④-3 の大きな違いは基本水量の有無と考えてよいのか。（委員）	・ ケース間で料金改定により得られる収益に大きな差はなく、いずれのケースであっても必要な料金収入は確保可能である。（事務局） ・ そのような認識で問題ない。基本料金は両ケースで同額であり、基本水量の有無により従量料金の内訳部分が異なる。（事務局）
	・ 基本水量の解消が目指すべき方向性でありながら、基本水量を維持している団体が多い理由は何か。（委員） ・ そのような理由がある中で、事務局として基本水量を廃止する方針している理由は何か。（委員）	・ 基本水量の廃止により現行から大幅な改定となってしまう点が主な理由ではないかと思う。（事務局） ・ 主に公平性という観点から、基本水量を廃止することが望ましいと考えている。（事務局）
	・ 小口径の使用水量 6 m³で比較した場合、④-1 と④-3 で約 500 円の差があるが、この差は健全な事業運営に影響はないのか。（委員）	・ ご指摘いただいた使用水量では④-3 が安価であるが、21 m³以上の場合は④-1の方が安価となる。ケース間でこのような差があるが、両ケースとも得られる給水収益は同程度である。（事務局）
	・ 利用者が水道料金を改定する理由を理解できる説明資料があればよいと思う。（委員）	・ これまでの審議会で説明した改定の背景や検討経緯は、水道料金適正化計画にも記載している。料金改定を行う際には、本計画と併せて、審議会で慎重に議論された結果である旨を事前に HP で公表する予定である。（事務局）

案 件	主な意見・質問	回 答 等
喜多方市水道事業経営戦略及び水道料金適正化計画について	一人ずつ賛同できる案を伺いたい。(委員)	6割以上の方が19 m³以下のため、これら少量利用者のアップ率が小さい④-3が最適と考える。(委員1) - 少量利用者のアップ率が小さい④-3が良いと思う。(委員2) - どの水量の人も安くなれば良いと思うが、そうはいかないため、9割の方が13mmを使用していることを踏まえ、④-3が良いと思う。(委員3) ④-3は大口利用者の人にとってアップ率が大きい、致し方ないと思うので④-3で良いと思う。(委員4) 19 m³以下の利用者が21 m³以上の3倍近くいることを踏まえると④-3が良いと思う。5年後の料金改定の際に少子高齢化等の状況も変化し、多量利用者は減っていくと思われるため、その際に新たな料金体系を検討いただきたい。(委員5) ④-1は大幅なアップ率であるため、市民の方から拒否反応が出ると思う。④-3であれば多量利用者でも19%程度であり、最も高いアップ率でも26%程度となっているため、④-3で良いと思う。(委員6) ④-3の体系で将来的に問題がないのであれば、④-3が良いと思う。(委員7) ④-1の推奨理由が個別原価主義の考えに沿っているということ以外になく、必ずしも基本水量を廃止する必要がないとのことであるため、少量利用者へ寄り添っていくためにも④-3が良いと思う。高齢化が進んだ現在となつては、基本水量廃止の時期を逸したという印象である。(委員8) - 基本水量を維持することで、少量利用の場合水道料金が基本料金内に収まること、いずれのケースであっても必要な料金収入は得られることから、④-3が良いと思う。(委員9)

案 件	主な意見・質問	回 答 等
喜多方市水道事業経営戦略及び水道料金適正化計画について	④-3 は大口利用者にとってアップ率が大きいため、何か特典があればいいと思う。(委員) ④-3 がいいと思うが、大量に水を使用する施設にとっては、改定に伴い水道料金が大幅に上昇することで施設利用料等を上げざるを得なくなり、結果的に高齢者の負担が大きくなることが懸念される。(委員)	- 増額に対して水道事業の方から補填することは、収入減かつ支出増に繋がるため、料金改定の目的を考えると難しい。(事務局) - 大規模施設で多く使用される中大口径については、④-1 と④-3 の差は小さい。また、大口利用者の中でも特に使用水量が多い方々に対しては、個別需給給水制度が適用されていることから、一定配慮はされていることをご理解いただきたい。(事務局)
	健全な水道事業を運営していくために必要な費用を計算していると思うが、経費等の削減は見込んでいるのか。(委員)	主に民間委託という形で、支出抑制の取組等を行ってきており、それらに伴う人員削減等を踏まえた上で必要な総括原価を算出し、料金改定までの検討を行っている。(事務局)
	改定により水道料金が上がった際に、節水意識が高まるのではないか。その際に④-3 でも予定していた収入が得られるのか。運営側からすると、④-1 でないと経営は難しいのではないか。5年後にも料金改定を実施すると思うが、料金体系は今回で概ね決まるのではないかと考えている。(委員)	- 将来の節水意識に関しては不透明な部分があるため、具体的な数値としての反映はしていないが、人口や水需要の予測を比較的厳しめに検討しており、これら予測を基に得られる料金収入を推計しているため、④-1 でも④-3 でも問題はないと考えている。(事務局) - また、節水意識により影響を受けやすいのは④-3 かと思うが、④-1 も影響は受けることとなる。毎年度の決算状況等を確認しつつ、次回の改定時期等について検討を行うことを想定している。基本水量の必要性についても、次回改定時の審議会にて再度審議いただくことになると考えている。(事務局)
	喜多方市のダムでは渇水の心配はないのか。(委員)	喜多方市で使用されている日中ダムは、農業用水が主となっている。過去の経験を踏まえ、今年度は早い時期から調整を行っていたこともあり、現時点では農業用の水量は確保されている。農業の時期が過ぎると水道での使用が主となるが、農業用水に対して微小であるため、渇水の心配はないと思われる。(事務局)

案 件	主な意見・質問	回 答 等
喜多方市水道事業経営戦略及び水道料金適正化計画について	- 基本水量が 6 m³であるのは何故か。(委員) - それは昔の話ではないか。令和 7 年度以降に 1 人当たりの使用水量を調査した上で、次回の改定時期に基本水量を見直すことも考えられるのではないか。(委員)	1 人当たり 1 ヶ月の水使用量が 5～6 m³と言われていた時代があり、そこを踏まえて設定している。(事務局) 1 人当たりの水量については把握できていないため、貴重なご意見と捉え、今後の課題とさせていただきます。(事務局)
	一委員としての意見は、一般市民の目線で考えると値上げが大きいと感じるため、④-3の方が良いのではないかと思う。まとめとしては④-3 ということではよろしいか。(委員)	－ (各委員、了承 (異議なし))
答申書 (案) について	3 ページの誤字を修正いただきたい。(委員) 5 ページの今後の検討項目に、13mm と 20mm の基本料金の区分に関する内容を記載しなくてもよいのか。審議会においても議論になった内容であり、同じく変更が難しいと結論づけられた基本水量の廃止については記載があるため、追記すべきではないか。(委員)	- 誤字については修正する。(事務局) - 追記すべき内容と考えられるため、修正したうえで再度委員の皆様にご提示する。(事務局)
その他	- 料金改定のスケジュールについて、改正給水条例施行が令和 7 年 10 月からとなっている。令和 7 年度に料金改定を行うとの話であったため、令和 7 年の 4 月 1 日から適用されるという認識であったが、10 月とすることでこれまで提示されてきた総括原価や水量等と半年分ずれが生じることになるのではないか。(委員) - それであれば料金適用を 5 月からにしてどうか。今までの審議会資料にできるだけ合わせるのならば、最低 5～6 月に適用し、1～2 ヶ月程度のずれに抑えるべきではないか。(委員)	- 冬期は雪等の影響で現地検針ができないため、実際の使用水量が分からない中で 4 月から新料金を適用することは難しい。このような気象的な理由で 10 月からの新料金適用を想定していた。気象条件等を考慮すると、1 ヶ月遅れの 5 月 1 日からの適用が最短になると考えられる。(事務局) - 事務局からの説明が不足していたことをお詫び申し上げる。できるだけ速やかに改定に向けて動けるよう、内部で調整する。資料についても、該当箇所の記載を再度検討して皆様にご提示する。(事務局)